

、現に存する同条第一項の防火対象物における消防用設備等（消火器、避難器具その他政令で定めるものを除く。以下この条及び次条において同じ。）又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の同条同項の防火対象物に係る消防用設備等がこれらの規定に適合しないときは、当該消防用設備等については、当該規定は、適用しない。この場合においては、当該消防用設備等の技術上の基準に関する従前の規定を適用する。

② 前項の規定は、消防用設備等で次の各号のいずれかに該当するものについては、適用しない。

四 前三号に掲げるもののほか、第十七条第一項の消防用設備等の技術上の基準に関する政令若しくはこれに基づく命令又は同条第二項の規定に基づく条例の規定の施行又は適用の際、現に存する百貨店、旅館、病院、地下街、複合用途防火対象物（政令で定めるものに限る。）その他同条第一項の防火対象物で多数の者が出入するものとして政令で定めるもの（以下「特定防火対象物」という。）における消防用設備等又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の特定防火対象物に係る消防用設備等

第十七条の三の二 第十七条第一項の防火対象物のうち特定防火対象物その他の政令で定めるものの関係者は、同項の政令若しくはこれに基づく命令若しくは同条第二項の規定に基づく条例で定める技術上の基準（第十七条の二の五第一項前段又は前条第一項前段に規定する場合には、それぞれ第十七条の二の五第一項後段又は前条第一

する同条第一項の防火対象物における消防用設備等（消火器、避難器具その他政令で定めるものを除く。以下この条及び次条において同じ。）又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の同条同項の防火対象物に係る消防用設備等がこれらの規定に適合しないときは、当該消防用設備等については、当該規定は、適用しない。この場合においては、当該消防用設備等の技術上の基準に関する従前の規定を適用する。

② 前項の規定は、消防用設備等で次の各号の一に該当するものについては、適用しない。

四 前三号に掲げるもののほか、前条第一項の消防用設備等の技術上の基準に関する政令若しくはこれに基づく命令又は同条第二項の規定に基づく条例の規定の施行又は適用の際、現に存する百貨店、旅館、病院、地下街、複合用途防火対象物（政令で定めるものに限る。）その他同条第一項の防火対象物で多数の者が出入するものとして政令で定めるもの（以下「特定防火対象物」という。）における消防用設備等又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の特定防火対象物に係る消防用設備等

第十七条の三の二 第十七条第一項の防火対象物のうち特定防火対象物その他の政令で定めるものの関係者は、同項の政令若しくはこれに基づく命令又は同条第二項の規定に基づく条例で定める技術上の基準（第十七条の二の五第一項前段又は前条第一項前段に規定する場合には、それぞれ第十七条の二の五第一項後段又は前条第一項後段の規定により適用されることとなる技術上の基準とする。以下

項後段の規定により適用されることとなる技術上の基準とする。以下「設備等技術基準」という。）又は設備等設置維持計画に従って設置しなければならない消防用設備等又は特殊消防用設備等（政令で定めるものを除く。）を設置したときは、総務省令で定めるところにより、その旨を消防長又は消防署長に届け出て、検査を受けなければならない。

第十七条の三の三 第十七条第一項の防火対象物（政令で定めるものを除く。）の関係者は、当該防火対象物における消防用設備等又は特殊消防用設備等（第八条の二の二第一項の防火対象物にあつては、消防用設備等又は特殊消防用設備等の機能）について、総務省令で定めるところにより、定期に、当該防火対象物のうち政令で定めるものにあつては消防設備士免状の交付を受けている者又は総務省令で定める資格を有する者に点検させ、その他のものにあつては自ら点検し、その結果を消防長又は消防署長に報告しなければならない。

第十七条の四 （略）

② 消防長又は消防署長は、第十七条第一項の防火対象物における同条第三項の規定による認定を受けた特殊消防用設備等が設備等設置維持計画に従って設置され、又は維持されていないと認めるときは、当該防火対象物の関係者で権原を有するものに対し、当該設備等設置維持計画に従ってこれを設置すべきこと、又はその維持のため必要な措置をなすべきことを命ずることができる。

③ 第五条第三項及び第四項の規定は、前二項の規定による命令について準用する。

「設備等技術基準」という。）に従って設置しなければならない消防用設備等（政令で定めるものを除く。）を設置したときは、総務省令で定めるところにより、その旨を消防長又は消防署長に届け出て、検査を受けなければならない。

第十七条の三の三 第十七条第一項の防火対象物（政令で定めるものを除く。）の関係者は、当該防火対象物における消防用設備等（第八条の二の二第一項の防火対象物にあつては、消防用設備等の機能）について、総務省令で定めるところにより、定期に、当該防火対象物のうち政令で定めるものにあつては消防設備士免状の交付を受けている者又は総務省令で定める資格を有する者に点検させ、その他のものにあつては自ら点検し、その結果を消防長又は消防署長に報告しなければならない。

第十七条の四 （略）

② 第五条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による命令について準用する。

第十七条の五 消防設備士免状の交付を受けていない者は、次に掲げる消防用設備等又は特殊消防用設備等の工事（設置に係るものに限る。）又は整備のうち、政令で定めるものを行つてはならない。

一 第十条第四項の技術上の基準又は設備等技術基準に従つて設置しなければならない消防用設備等

二 設備等設置維持計画に従つて設置しなければならない特殊消防用設備等

第十七条の八 消防設備士試験は、消防用設備等又は特殊消防用設備等（以下この章において「工事整備対象設備等」という。）の設置及び維持に關して必要な知識及び技能について行う。

②・③（略）

第十七条の五 消防設備士免状の交付を受けていない者は、第十条第四項の技術上の基準若しくは設備等技術基準に従つて設置しなければならない消防用設備等の当該設置に係る工事又は当該消防用設備等の整備のうち、政令で定めるものを行つてはならない。

第十七条の八 消防設備士試験は、消防用設備等の設置及び維持に關して必要な知識及び技能について行なう。

○ 消防法施行令の一部を改正する政令案新旧対照条文（抜粋）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案		現 行
第七條（略） 2 6 第七條（略） 2 6 （消防用設備等の種類）		第七條（略） 2 6 （消防用設備等の種類）
7 第一項及び前二項に規定するもののほか、第二十九條の四第一項に規定する必要とされる防火安全性を有する消防の用に供する設備等は、法第十七條第一項に規定する政令で定める消防の用に供する設備、消防用水及び消火活動上必要な施設とする。		
第七款 必要とされる防火安全性を有する消防の用に供する設備等に関する基準 （必要とされる防火安全性を有する消防の用に供する設備等に関する基準）		
第二十九條の四 法第十七條第一項の關係者は、この節の第二款から前款までの規定により設置し、及び維持しなければならぬ同項に規定する消防用設備等（以下この条において「通常用いられる消防用設備等」という。）に代えて、総務省令で定めるところにより消防長又は消防署長が、その防火安全性（火災の拡大を初期に抑制する性能、火災時に安全に避難することを支援する性能又は消防隊による活動を支援する性能をいう。以下この条において同じ。）が当該通常用いられる消防用設備等		

の防火安全性と同等以上であると認める消防の用に供する設備、消防用水又は消火活動上必要な施設（以下この条、第三十四条第六号及び第三十六条の二において「必要とされる防火安全性を有する消防の用に供する設備等」という。）を用いることができる。

2 前項の場合においては、同項の關係者は、必要とされる防火安全性を有する消防の用に供する設備等について、通常用いられる消防用設備等と同等以上の防火安全性を有するように設置し、及び維持しなければならぬ。

3 通常用いられる消防用設備等（それに代えて必要とされる防火安全性を有する消防の用に供する設備等が用いられるものに限る。）については、この節の第二款から前款までの規定は、適用しない。

第三十二条 この節の規定は、消防用設備等について、消防長又は消防署長が、防火対象物の位置、構造又は設備の状況から判断して、この節の規定による消防用設備等の基準によらなくとも、火災の発生又は延焼のおそれが著しく少なく、かつ、火災等の災害による被害を最少限度に止めることができる」と認めるときにおいては、適用しない。

第三十二条 この節の規定は、消防用設備等について、消防長（消防本部を置かない市町村においては、市町村長）又は消防署長が、防火対象物の位置、構造及び設備の状況から判断して、この節の規定による消防用設備等の基準によらなくとも、火災の発生及び延焼のおそれが著しく少なく、かつ、火災等の災害による被害を最少限度に止めることができる」と認めるとき、又は予想しない特殊の消防用設備等その他の設備を用いることにより、この節の規定による消防用設備等の基準による場合と同等以上の効力があると認めるときにおいては、適用しない。

(消防設備士でなければ行つてはならない工事又は整備)

第三十六条の二 法第十七条の五の政令で定める消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置に係る工事は、次に掲げる消防用設備等(第一号から第三号まで及び第八号に掲げる消防用設備等)については電源、水源及び配管の部分を除き、第四号から第七号まで及び第九号から第十号までに掲げる消防用設備等については電源の部分を除く。又は必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等若しくは特殊消防用設備等(これらのうち、次に掲げる消防用設備等に類するものとして消防庁長官が定めるもの)に限り、電源、水源及び配管の部分を除く。次項において同じ。)

一 十三 (略)

2 法第十七条の五の政令で定める消防用設備等又は特殊消防用設備等の整備は、次に掲げる消防用設備等又は必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等若しくは特殊消防用設備等の整備(屋内消火栓設備の表示灯の交換その他総務省令で定める軽微な整備を除く。とする。)

一 前項各号に掲げる消防用設備等(同項第一号から第三号まで及び第八号に掲げる消防用設備等)については電源、水源及び配管の部分を除き、同項第四号から第七号まで及び第九号から第十号までに掲げる消防用設備等については電源の部分を除く。)

二 三 (略)

(消防設備士でなければ行つてはならない工事又は整備)

第三十六条の二 法第十七条の五の政令で定める消防用設備等の設置に係る工事は、次に掲げる消防用設備等(第一号から第三号まで及び第八号に掲げる消防用設備等)については電源、水源及び配管の部分を除き、第四号から第七号まで及び第九号から第十号までに掲げる消防用設備等については電源の部分を除く。の設置に係る工とする。

一 十三 (略)

2 法第十七条の五の政令で定める消防用設備等の整備は、次に掲げる消防用設備等の整備(屋内消火栓設備の表示灯の交換その他総務省令で定める軽微な整備を除く。とする。)

一 前項各号に掲げる消防用設備等(同項第一号から第三号まで及び第八号に掲げる消防用設備等)については電源、水源及び配管の部分を除き、同項第四号から第七号まで及び第九号から第十号までに掲げる消防用設備等については電源の部分を除く。)

二 三 (略)

第四章 消防の用に供する機械器具等の検定等

第三十七条 法第二十一条の二第一項の政令で定める消防の用に供する機械器具等は、次に掲げるもの(法第三十七条第三項の規定による認定を受けた特殊消防用設備等の部分であるもの、輸出されるもの(輸出されるものであることについて、総務省令で定めるところにより、総務大臣の承認を受けたものに限る。))又は船舶安全法若しくは航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)の規定に基づく検査若しくは試験に合格したものを除く。とする。

一 十三 (略)

別表第一(第一条の二―第三条、第四条の二―第四条の三、第六条、第九条―第十四条、第十九条、第二十一条―第二十九条の三、第三十一条、第三十四条、第三十四条の二、第三十四条の四―第三十六条関係)

第四章 消防の用に供する機械器具等の検定等

(検定対象機械器具等の範囲)

第三十七条 法第二十一条の二第一項の政令で定める消防の用に供する機械器具等は、次に掲げるもの(輸出されるもの(輸出されるものであることについて、総務省令で定めるところにより、総務大臣の承認を受けたものに限る。))又は船舶安全法(昭和八年法律第十一号)若しくは航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)の規定に基づく検査若しくは試験に合格したものを除く。とする。

一 十三 (略)

別表第一(第一条の二―第三条、第四条の二―第四条の三、第六条、第九条―第十四条、第十九条、第二十一条―第二十九条の三、第三十一条、第三十四条、第三十四条の二、第三十四条の四―第三十六条関係)

備考

(略)

一 (略)

二 (一)項から十六項までに掲げる用途に供される建築物が十六の二項に掲げる防火対象物内に存するときは、これらの建築物は、同項に掲げる防火対象物の部分とみなす。

三 (略)

四 (一)項から十六項までに掲げる用途に供される建築物その他の工作物又はその部分が十七項に掲げる防火対象物に該当するものであるときは、これらの建築物その他の工作物又はその部分は、同項に掲げる防火対象物であるほか、(一)項から十六項までに掲げる防火対象物又はその部分でもあるものとみなす。

備考

(略)

一 (略)

二 (一)項から十六項までに掲げる用途に供される建築物が十六の二項に掲げる防火対象物内に存するときは、これらの建築物は、十六の二項に掲げる防火対象物の部分とみなす。

三 (略)

附 則 (抜粋)

(施行期日)

第一条 この政令は、消防組織法及び消防法の一部を改正する法律(平成十五年法律第八十四号)附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(平成十六年六月一日)から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四十四条の改正規定及び同条の次に一条を加える改正規定並びに附則第七条中総務省組織令(平成十二年政令第二百四十六号)第四百四十八条及び第四百四十九条の改正規定 平成十六年四月一日

二 第一条の二第三項の改正規定並びに附則第六条及び第九条の規定 平成十六年八月一日

三 別表第一の備考の改正規定及び次条第二項の規定 平成十七年四月一日

(経過措置)

第二条 改正前の消防法施行令(以下この項において「旧令」という。)第三十二条の規定により、消防長(消防本部を置かない市町村においては、市町村長)又は消防署長が予想しない特殊の消防用設備等(消防法第十七条第一項に規定する消防用設備等をいう。以下この条において同じ。)その他の設備を用いることにより旧令第二章第三節の規定による消防用設備等の基準による場合と同等以上の効力があると認めた場合における当該消防用設備等については、なお従前の例による。

2 前条第三号に掲げる規定の施行の際、現に存する改正後の消防法施行令(以下この項において「新令」という。)別表第一(十七)項に掲げる防火対象物又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の同項に掲げる防火対象物における屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、屋外消火栓設備、消防機関へ通報する火災報知設備、非常警報設備、避難器具及び誘導灯に係る技術上の基準については、新令第十一条、第十二条、第十九条及び第二十三条から第二十六条までの規定にかかわらず、平成十九年四月一日までの間は、なお従前の例による。

○総務省令第五十四号

消防法施行規則の一部を改正する省令

附 則

(施行期日)

第六条 この省令の施行の日から平成十七年五月三十一日までの間においては、新規則第三十三条の第三項の表の上欄に掲げる第一類から第三類までのいずれか、第四類及び第五類の指定区分に係る消防設備士免状の交付を受けている者は、同項の規定にかかわらず、特殊消防用設備等の設置に係る工事又は整備を行うことができる。

○消防法施行規則の一部を改正する省令案新旧対照条文

(傍線部分は改正部分)

改 正 案

(免状の種類に応ずる工事又は整備の種類)
第三十三条の三 法第十七条の六第二項の規定により、甲種消防設備士が行うことができる工事又は整備の種類は、次の表の上欄に掲げる指定区分に応じ、同表の下欄に掲げる消防用設備等の工事又は整備とする。

指定区分	消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類
特類	特殊消防用設備等
(略)	(略)

2 (略)
(受験資格)
第三十三条の八 法第十七条の八第四項第三号の総務省令で定める者は、次に掲げる者とする。
一 六 (略)
七 工事整備対象設備等(法第十七条の八第一項に規定する工事整備対象設備等をいう。第三十三条の十第一項において同じ。)の工事の補助者として五年以上の実務経験を有する者

2 | 甲種特類(第三十三条の三第一項の表の上欄に掲げる特類の指定区分(同条の指定区分をいう。以下この章において同じ。)をいう。以下この章において同じ。)に係る消防設備士試験(以下この章において「試験」という。)を受けることができる者は、同欄に掲げる第一類から第三類までのいずれか、第四類及び第五類の指定区分に係る免状の交付を受けている者とする。

現 行

(免状の種類に応ずる工事又は整備の種類)
第三十三条の三 法第十七条の六第二項の規定により、甲種消防設備士が行うことができる工事又は整備の種類は、次の表の上欄に掲げる指定区分に応じ、同表の下欄に掲げる消防用設備等の工事又は整備とする。

指定区分	消防用設備等の種類
(略)	(略)

2 (略)
(受験資格)
第三十三条の八 法第十七条の八第四項第三号の総務省令で定める者は、次に掲げる者とする。
一 六 (略)
七 消防用設備等の工事の補助者として五年以上の実務経験を有する者

七 消防用設備等の工事の補助者として五年以上の実務経験を有する者